

# 答 申

## 審査会の結論

北九州市教育委員会教育長（以下「処分庁」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書を一部開示とした決定は妥当である。

## 理 由

### 第1 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、平成 19 年 9 月 27 日、北九州市情報公開条例（平成 13 年北九州市条例第 42 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、処分庁に対して次の行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「指導観察（管理職）に関する実施要領」の制定を決裁した行政文書」

- 2 処分庁は、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、平成 19 年 10 月 11 日付で、行政文書の一部について開示を行わない旨の決定（平成 19 年 10 月 11 日付北九教学教第 532 号。以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知し、審査請求人は、行政文書一部開示決定通知書を平成 19 年 10 月 15 日に受領した。
- 3 審査請求人は、平成 19 年 11 月 2 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、北九州市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に対して審査請求を行った。

### 第2 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるといものである。

- 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び審査会における口頭意見陳述で主張している審査請求の主たる理由は、次のように要約される。

(1) 以下の理由により、開示された文書は、指導観察(管理職)に関する実施要領(以下「指導観察実施要領」という。)を決裁した文書ではない。決裁した文書は、存在しない。

ア 起案文に指導観察実施要領を作成した事実の記載がない。

管理能力特別研修を命じた者に対しては、管理能力特別研修に関する実施要領を作成した事実を起案文に「詳細は実施要領のとおり」と記載しているが、指導観察実施要領を作成した事実の記載がない。指導観察実施要領は後から作成し、決裁に添付されたと推測する。

イ 指導観察実施要領には、施行期日の記載がない。

管理能力特別研修に関する実施要領には、施行期日が記載されているが、指導観察実施要領には、施行期日の記載がない。正式に決裁された行政文書ではない。

ウ 起案文の公印受付・審査欄に受付印がない。

教育委員会の文書規程では、起案された文書が正式な行政文書として決裁されるには、教育委員会総務課の審査を受け、公印受付・審査欄に公印受付印が押印される必要がある。しかし、起案文書には、受付印がなく、審査を受けていない事実を示唆している。よって、教育委員会の文書規程に即した行政文書ではない。

### 第3 審査請求に対する処分庁の説明要旨

処分庁が理由説明書及び意見聴取等において主張している内容は、概略次のとおりである。

- 1 指導観察実施要領は、平成16年6月に、教育委員会が、管理能力不足が疑われる管理職員に対し「管理能力特別研修」及び所属長による「指導観察(管理職)」を実施するに当たり、それぞれの実施要領及び報告書書式の原案を作成し、「管理能力特別研修」及び所属長による「指導観察(管理職)」の実施と合わせ、一連の起案文書「平成16年度管理能力特別研修及び指導観察の実施について」として、教育長による決裁を受けたものである。

- 2 決裁文書の中に、「詳細は実施要領のとおり」の記述など指導観察の内容の記述がないのは、管理能力特別研修と指導観察は内容的に同様であるので省略したためである。
- 3 施行期日については、起案文書の施行欄に6月28日、30日と明記しており、指導観察の実施要領及び具体的な指導観察の実施については、最初の命令通知を送付する6月28日付けで施行するという趣旨である。
- 4 起案文の公印受付・審査欄に受付印がない点については、単純な押し忘れだと考えるが、これにより決裁行為そのものが無効になるほどの欠陥ではない。
- 5 以上のとおり、開示した文書は正式に決裁した文書であり、審査請求人が要求する文書に相違ない。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 本件行政文書の概要等

- (1) 本件行政文書は、「指導観察（管理職）に関する実施要領」の制定を決裁した行政文書」であり、処分庁は次の文書を特定し、一部開示した。

「平成16年度 管理能力特別研修及び指導観察の実施について（平成16年6月28日決裁）」（以下「本件開示文書」という。）

- (2) 本件開示文書の不開示情報は次のとおりであるが、審査請求人が争わないことを申し出ているため、審査会としての判断は行わないこととする。

ア 公務員の氏名

イ 所属校

##### 2 本件事案の争点

本件審査請求における争点は、本件開示文書が本件行政文書に該当するか否かである。

##### 3 本件行政文書該当性についての判断

- (1) 審査請求人は、指導観察実施要領を作成した事実の記載がないことを理由に、

本件開示文書は、指導観察実施要領を決裁した文書ではない、実施要領は後から作成し、決裁に添付されたと推測する旨主張している。

「指導観察（管理職）」は、管理能力不足が疑われる管理職員について、指導観察を実施することによって、課題の克服を行い、管理職員の資質を向上させることを目的として、平成13年4月1日に制定された「指導力不足教員等に対する指導及び研修要綱」（平成14年4月1日最終改正。以下「要綱」という。）及びこの要綱に基づき定められた指導観察実施要領により平成16年度から実施されている。

そこで、本件行政文書の所在を確認するため、当審査会が処分庁より、本件開示文書を含む一連の起案文書を取り寄せ見分したところ、同起案文書には「管理能力特別研修」及び所属長による「指導観察(管理職)」それぞれの実施要領及び報告書書式の原案が添付されており、一連の起案文書として教育長による決裁を受けていることが確認できた。

また、平成20年6月23日、当審査会の委員2名が直接教育委員会事務局に出向いてファイリングキャビネットなどを調査したところ、要綱が制定された平成13年4月1日から本件開示文書が決裁された平成16年6月28日までの間、本件開示文書以外の実施要領を決裁した文書の存在は認められなかった。

したがって、「開示した文書は正式に決裁された文書であり、審査請求人が要求する文書に相違ない」とする処分庁の主張は是認し得る。

なお、審査請求人は、指導観察実施要領を作成した事実の記載がない、実施要領は後から作成し、決裁に添付されたと推測する旨主張しているが、指導観察実施要領は、同時に制定された「管理能力特別研修」の実施要領と内容的に類似しており、両者が平行して作成されたものであることが容易に推測できること、起案文書に「実施要領については別途定める」旨の記載がないなど、実施要領が起案後に作られたことを推認させるような特段の事情も存在しないことから、審査請求人の主張を認めることは困難である。

- (2) また、審査請求人は、本件開示文書の指導観察実施要領に施行期日が記載されていないこと、公印受付・審査欄に受付印がないことをもって、本件開示文書は正式に決裁された行政文書ではなく本件行政文書ではない旨主張している。

しかしながら、一般に各種要領においては施行期日の記載が義務付けられているものではなく、本件指導観察実施要領の施行期日の記載の有無が本件開示文書そのものの成否を左右するものでもない。また、公印受付・審査欄の受付印は「指導観察（管理職）」などが実施される際に送付する文書に関するものであって、本件開示文書の有効性とは直接関わりがないものである。

ところで、開示請求の対象となる行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの（条例第2条第2号）」であり、決裁等の公的処理が

行われているか否か等、当該文書が適正手続により有効に成立しているか否かは問われない。したがって、本件開示文書が本件行政文書に該当するか否かを判断する場合において、本件開示文書が有効に成立したものであるか否かは考慮されるべきことではない。

また、当審査会は、条例に基づく開示請求に係る行政文書の開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあつたとき、実施機関の諮問に応じ、調査審議する付属機関である。実施機関が行つた行政文書の開示・不開示の決定等の是非について判断するところであつて、手続の瑕疵等による行政文書の有効性についての判断は、当審査会が行うところではないものとする。

(3) したがって、本件開示文書は本件行政文書に該当すると解することが妥当である。

#### 4 審査会会長の回避について

中野会長から、審査請求人と利害関係があるので、本件事案の審査に加わることを回避したいと申出があり、審査会としても、審査の公正・中立性に疑義を受けないようにという申出の趣旨を尊重し、審査会委員の総意により、この申出を認めた。

したがって、同会長は、本件事案の審査には関与していない。

#### 5 結論

以上のことから、当審査会は、処分庁の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

以上